

# 環境美化にご協力を!

【お問い合わせ先】  
町民課生活環境係 (☎21-2453)

◎「保守点検」「清掃」は「専門業者」に委託して行ってください。

【図表1】標準保守点検回数

○単独処理浄化槽（し尿だけ処理する浄化槽）

処理方式 人 槽	分離ばつ気方式 分離接觸ばつ気方式	全ばつ気方式	腐敗方式
20人以下	4か月に1回以上	3か月に1回以上	6か月に1回以上
21人以上 300人以下	3か月に1回以上	2か月に1回以上	

○合併処理浄化槽（し尿と雑排水をあわせて処理する浄化槽）

処理方式 人 槽	分離接觸ばつ気方式 嫌気ろ床接觸ばつ気方式 脱窒ろ床接觸ばつ気方式
20人以下	4か月に1回以上
21人以上50人以下	3か月に1回以上

【図表2】標準清掃回数

処理方式	回 数
全ばつ気方式	6か月に1回以上
その他の方式	1年に1回以上

■ 清掃の回数  
清掃回数は浄化槽の種類によって異なります。  
※【図表2参照】

## 「清掃」

浄化槽内にたまつたスカムや汚泥などを引き出し、汚泥の調整や装置の洗浄を行います。

◎「法定検査」は「北海道浄化槽協会」に依頼して行います。法定検査の料金は、浄化槽設置管理者の負担となります。

このような保守点検、清掃、法定検査の料金は、浄化槽設置管理者の負担となります。

## 浄化槽の適正な管理

浄化槽は微生物の活動により、汚水をきれいにするため、日頃の管理や使い方が大事です。

- ・水は適正量を流す。
- ・異物は絶対に入れない。

・消毒薬を切らさない。  
・浄化槽の電源は切らないよ  
うにします。

浄化槽の使用にあたっては「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つの義務があり、そ  
の記録は3年間保存するよう定められています。

## 「保守点検」

機器類や消毒剤など浄化槽の運転状況を定期的に点検し、良好な機能の維持をはかります。

## 「定期検査(浄化槽法第11条)」

年1回の定期検査です。  
浄化槽が正常に機能しているか、また、日頃の保守点検員が検査します。

## 「法定検査」

秋風とともにさわやかな季節となりましたが、夏の行楽期に家の周辺や道路に捨てられた空き地や、古い建物が壊れて危険な状態になつている空き家は、美観を損ねてしまします。

また、雑草が茂つていったり、資材や使わなくなつた自転車・電化製品などが放置された空き地や、古い建物が壊れて危険な状態になつている空き家は、美観を損ねてしまします。生活環境の美化と清潔な街並みを保つため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。



# 入居者募集

● ● ● ● ● 御相談に応じます ● ● ● ● ●



堀川アパート

☎ 01377-2-2377 携帯 090-4872-6235

ストーブ・ベッド・その他完備、駐車場完備、敷金なし  
月額 23,000円から45,000円まで

(有料広告)